

年金の免除について教えてください。

ここ最近、年金の免除について話題になっていますが、免除の対象となる年金の制度は国民年金のみとなります。過去においては、免除の種類も少なかったのですが、その後、拡充されて現在では数種類に及んでいます。免除の認定を受けた期間は、保険料を支払わなくても滞納扱いにはならず、将来の年金額の計算においても特別の措置が受けられます。また、一定期間内は免除期間の追納が認められています。免除には大きく分けて法定免除と申請免除の2種類がありますが、ここでは、申請免除について概説します。

●全額免除

保険料の全額（13,680円）が免除されます。免除されている期間については、受給できる年金額は全額納付の1/3として計算されます。

【免除の所得基準】

前年所得が左記の計算式で計算した金額の範囲内であること。

(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

●3/4免除

保険料は3,470円になります。免除されている期間については、受給できる年金額は全額納付の1/2として計算されます。

【免除の所得基準】

前年所得が左記の計算式で計算した金額の範囲内であること。

78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額

●1/2免除

保険料は6,930円になります。免除されている期間については、受給できる年金額は全額納付の2/3として計算されます。

【免除の所得基準】

前年所得が左記の計算式で計算した金額の範囲内であること。

118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額

●1/4免除

保険料は10,400円になります。免除されている期間については、受給できる年金額は全額納付の5/6として計算されます。

【免除の所得基準】

前年所得が左記の計算式で計算した金額の範囲内であること。

158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額

∞ 所得基準の目安 ∞

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3/4免除	1/2免除	1/4免除
4人世帯 (夫婦、 子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

●学生納付特例制度

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度が設けられています。本人の所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得の多寡については問われません。

【特例納付の所得基準】

前年所得が左記の計算式で計算した金額の範囲内であること。

118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除額

●若年者納付猶予制度

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人の他配偶者、世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親（世帯主）と同居している若年者は、保険料免除制度を利用することができません。そこで、所得の少ない20歳代の者は、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる「若年者納付猶予制度」があります。

【特例納付の所得基準】

本人と配偶者の前年所得が左記の計算式で計算した金額の範囲内であること。

(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

HPアドレス

<http://www.6064.jp>